川崎市理容師法施行条例の制定について

川崎市理容師法施行条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令(昭和28年政令第232号。以下「政令」という。)第4条第3号の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置、理容所の衛生上必要な措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

- 第2条 法第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
  - (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
  - (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
  - (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとにこれを取り替えること。
  - (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
  - (5) 消毒液は、適宜交換すること。

- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、用法及び用量に従い適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、 
  客1人ごとにこれを廃棄すること。

(理容所の衛生上必要な措置)

- 第3条 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長がその理容所が公衆衛生の向上に必要であって、衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
  - (1) 理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
  - (2) 理容所は、作業を妨げない位置に待合設備を有すること。
  - (3) 理容所の面積は、11.55平方メートル以上とし、理容所の作業及び衛生保持を適切に行うことができるものであること。
  - (4) 洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであって、 汚水を適切に排出することができるものであること。
  - (5) 排水は、適正に処理すること。
  - (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して収納することができる十分な大きさの戸棚等を設けること。
  - (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
  - (8) 理容所で使用する水は、清浄なものであること。
  - (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
  - (10) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。

(出張業務のできる場合)

- 第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理 容所を利用できない入所者、理容所を利用することが著しく困難な入所者 等に対し業務を行う場合
  - (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
  - (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
  - (4) その他市長が特に必要と認める場合 (委任)
- 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第11条の2の規定による構造設備の確認を受けている理容所又は現に法第11条第1項の規定による届出がされている理容所が第3条第10号の規定に適合しないときは、当該理容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。

## 参考資料

## 制定要旨

理容師法第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令第4条第3号の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置、理容所の衛生上必要な措置その他同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。